



別記第4号様式（第6条関係）

公文書非開示決定通知書

十保生第 232 号
平成30年5月14日

照射食品反対連絡会
代表世話人 里見 宏 様

北海道知事 高 橋 は る み



平成30年4月24日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので、通知します。

1 公文書の名称	別紙のとおり
2 開示しない理由	北海道情報公開条例第10条第1項第2号に該当。 法人の営業上又は内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるものであるため。
3 開示することができ る期日	一年 一月 一日
4 担当部課等	十勝総合振興局保健環境部保健行政室生活衛生課 電話 0155-27-8702
5 備考	

- 1 この非開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所又は釧路地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 注 3の欄は、開示することができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求をしてください。

（日本工業規格A4）

(別紙)

収受年月日	番号	文書名
H20. 2. 1	-	平成18年度馬鈴しょ照射実績報告書の提出について
H20. 12. 17	-	平成19年度馬鈴しょ照射実績報告書の提出について
H22. 2. 4	-	平成20年度馬鈴しょ照射実績報告書の提出について
H23. 2. 17	-	馬鈴しょ照射実績等の提出について
H24. 1. 26	470	馬鈴しょ照射実績等の提出について
H24. 8. 10	227	馬鈴しょ照射実績等の提出について
H25. 9. 12	271	馬鈴しょ照射実績等の提出について
H26. 8. 21	266	馬鈴しょ照射実績等の提出について
H27. 10. 14	405	馬鈴しょ照射実績等の提出について
H29. 9. 12	376	馬鈴しょ照射実績等の提出について